

【契約締結前交付書面】

※この書面をよくお読みください

この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。お客様は、当社との契約にあたり、この書面をよくお読み下さいますようお願い申し上げます。

商号：株式会社トラヴィス・コンサルティング

住所：〒107-0062

東京都港区南青山 6-7-2 VORT 南青山 4 階

金融商品取引業者：当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次の通りです。

登録番号：関東財務局長(金商)第 2289 号

1. 投資顧問契約の概要

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいてお客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

③ 当契約の締結にあたっては、業者の使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を、電気通信回路を通じてお客様の使用する電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法によります。

2. 提供する投資助言の内容および方法、報酬等について

I. 投資顧問契約による報酬等について

当サービスの投資顧問契約には大きく分けて2つのタイプがあります。単発契約である「特別情報会員契約」、最初にポイントを購入し、そのポイントを使ってお客様の好きな時に情報を閲覧することができる「ポイント (PT) 情報会員契約」の2つです。それぞれのサービス内容や報酬等の詳細は下記のとおりです。当サービスは、当社が国内の株式の価値の分析およびその分析に基づく投資助言を行うものであり、契約に基づいて助言報酬を頂きます。下記に定める報酬以外の費用(振込手数料は除く)は一切頂きません。

(A) 特別情報会員契約

単発契約であり、銘柄情報を配信する特別情報会員契約の詳細は以下のとおりです。

■ プラチナセレクト銘柄プラン

[1] 報酬(税込)

9,800円～98,000円

[2] 助言の方法、サービスの内容等

会員ページまたは電子メールにて、銘柄情報を配信します(1～数銘柄。契約により変動します)。契約期間は10日間です。

(B) ポイント情報会員契約

お客様の好きな時に情報を閲覧できるポイント情報会員契約の詳細は以下のとおりです。

■ ポイント情報プラン

[1] 報酬(税込)

100PT付与契約：10000円

200PT付与契約：18000円

300PT付与契約：25500円

600PT付与契約：48000円

900PT付与契約：63000円

1200PT付与契約：72000円

2000PT付与契約：100000円

[2] 助言の方法、サービスの内容等

- ・有料ポイント情報（投資コラム）

会員ページにて、相場動向、銘柄情報、市場状況等のコラムを配信します。（月1回以上）

- ・有料ポイント情報（個別銘柄情報）

会員ページにて、相場動向及び銘柄情報を配信します。（市場開催日全日）

ポイント情報会員契約の契約期間は、お客様が契約締結時書面を受領した日から最大 180 日間です。契約期限満了時にポイントが残っている場合、当該ポイントは失効します。また、ポイントが 0 になった場合はその時点で契約終了となります。

II. 助言報酬の支払方法と支払時期

お支払いの方法には「クレジットカード」と「銀行振込」の2種類があります。投資助言契約をお申し込みの際にお支払ください。

銀行振り込みの場合の振込先は下記のとおりです。なお、振込手数料はお客様負担とさせていただきます。

【振込先】

三菱 UFJ 銀行

東恵比寿 支店

（普通）3061377

カ) トラヴィスコンサルティング

3. 有価証券等に係わるリスク

投資顧問契約により助言する有価証券等についてのリスクは、次のとおりです。当社の投資助言や提供情報はお客様の利益を保証するものではありません。取引に際しては、取引を行う金融商品取引業者の金融商品の説明を良くご覧いただき、下記リスク等を十分に理解のうえ、投資の最終決定はご自身の判断と責任において行ってください。

当社又はインターネット事業者等の事情により、メール等の配信が行われない場合や遅れる場合、受信できない場合があります。

①株価変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変更などにより、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

②株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります（流動性リスク）。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

③信用取引等：信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回ることがあります。

4. 契約の解除について

(1) クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、金融商品取引法第三十七条の六に基づき、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次のとおりです。

① お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。

② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。

③ 契約の解除に伴う報酬の清算は、次のとおりとなります。

・投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合：受領した報酬を全額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

・投資顧問契約に基づく助言を行っている場合：「特別情報会員契約」においては、日割り計算した報酬(契約期間に対応する報酬÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未

満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。「PT情報会員契約」においては、解除までに行った助言の回数分に相当する報酬を前払い分から差し引いた残額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

「特別情報会員契約」においては、書面による意思表示で、いつでも契約の解除を行うことができます。契約解除の場合は、日割り計算した報酬(契約期間に対応する報酬÷契約期間の総日数×契約締結時の書面を受け取った日から解除日までの日数)を頂きます。この場合、契約期間に対応する報酬を契約期間の総日数で除した金額について生じた一円未満の端数は切り捨てます。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

「PT情報会員契約」においては、いつでも書面による意思表示で契約を解除することができます。報酬の清算については、解除までに行った助言の回数分に相当する報酬を前払い分から差し引いた残額を返金します。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

5. 租税の概要

お客様が有価証券等を売買される際には、売買された有価証券等の税制が適用され、例えば、株式売買益に対する課税、有価証券等から得る配当、利子等へ課税が発生します。

6. 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ①契約期間の満了（契約を更新する場合を除きます。）
- ②クーリング・オフ又は、クーリング・オフ期間契約後において、お客様からの書面による契約の解除の申し出があったとき、（詳しくは上記クーリング・オフの適用を参照ください。）
- ③当社が、契約の不成立及び契約解除に該当すると判断したとき

④当社が、投資助言葉を廃業したとき

7. 顧客の債権の優先弁済権

当社と、投資顧問契約を締結した者は、本契約により生じた債権に関し、当社が差し入れている営業保証金について他の債権者に優先して弁済を受けることができます。

8. 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

①顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理
- 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ・ 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
 - ・ 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

②当社及び当社と密接な関係にある者が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社及び当社と密接な関係のある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること。

③顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと。

9. 会社の概要

- ①資本金 4000 万円
- ②役員の氏名 代表取締役 吉田 裕章
取締役 高村 創
監査役 枝吉 経
- ③主要株主 阿部大地郎
- ④分析者・投資判断者 松本 大輔、吉田 裕章
- ⑤助言者 松本 大輔、吉田 裕章
- ⑥当社への連絡方法

以下の e メールアドレス、電話番号にご連絡下さい。

e メールアドレス info@p-sc.net

サポート窓口 03-5579-9423

※銘柄に関する相談など助言業務はメール対応のみとさせていただきます

苦情対応窓口 03-5579-9896

⑦当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

10. 当社の苦情処理措置について

当社は、お客様等からの苦情および紛争（「苦情等」といいます。）のお申出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めていきます。当社の苦情等の申出先は、上記「9. 会社の概要」項目の[6]の連絡先のとおりです。また、当社の苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ①お客様からの苦情等の受付
- ②社内担当者からの事情聴取と解決案の検討
- ③解決案のご提示・解決

11. 当社の紛争解決措置について

当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

- ・特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター
- ・電話：0120-64-5005（フリーダイヤル）

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ①お客様からの苦情の申立

- ②会員業者への苦情の取次ぎ
- ③お客様と会員業者との話し合いと解決
- ④あっせん委員によるお客さま、会員業者への事情聴取
- ⑤あっせん案の提示、受諾

12. 当社が行う業務

当社は、投資助言業の他に、以下の業務を行っております。

- ・コンピューターのハードウェア・ソフトウェアの研究、開発、販売、賃貸及びコンサルティング業務
- ・インターネットを利用した通信販売、各種情報提供サービス
- ・市場調査、広告宣伝に関する業務
- ・金融情報の提供、金融情報に関するコンサルティング及びセミナー業務